

【補助金を利用して土地を取得した際の問題点】

○耐用年数が過ぎた家屋等を売却する場合は、市の許可は必要ないが、土地に関しては耐用年数が設定されていない（減価償却等の考え方がないため設定できない）。

→申請者は、補助金を利用して取得した土地を処分する際に、補助金の返還が必要になる。

市としては、土地を処分したかどうかの確認を何年にもわたって追いかけて続けなければならない、時間と人件費が大きくなる。



【本補助金の策定目的】

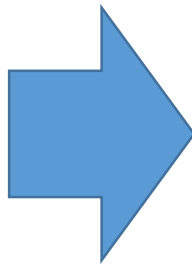
空家のある土地を取得し、その空家を除却し、空家があった土地を有効活用する



本補助金を利用することで、市民に負担をかけてしまうことが考えられるため、そのようなリスクが無く、上記の目的を達成できるものとして、耐震の補助金を提案する。

岸和田市
隣接地等取得費補助金（案）

- ①対象は、空家がある隣接地の取得に限られる
- ②空家でなければ利用できない
- ③空家の除却
- ④市単費



耐震性のない
木造住宅解体補助金（仮）

- ①対象は、耐震性が無い木造住宅であれば利用できる
- ②空家でなくても利用できる
- ③空家の除却、空家予備軍の除却、耐震化率の向上
- ④耐震の国費が一部利用可能